

参考資料

（第三者評価）

- ・ 第三者評価は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- ・ 介護保険事業所に比べ障害福祉サービス等事業所は受診率が低いので、積極的に受診をお願いします。

（介護サービス事業所の皆様へ（駐車許可の申請））

- ・ 平成26年4月に府警本部から出された「駐車許可の申請」についての通知です。
- ・ 業務のために駐車が必要な場合は駐車許可を申請いただき、基準以上の車両を保持する場合は安全運転管理者の選任の手続きを行っていただきますようお願いします。

（ワムネット京都府センター）

- ・ ワムネットの京都府からのお知らせへのアクセス手順です。
- ・ 京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っています。
- ・ 2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

（京都府医療的ケア児等支援センターことのわ）

- ・ 病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とするお子さんとその家族が、地域で安心して生活できるよう相談に応じています。
- ・ 相談内容に合わせ適切な関連機関をご紹介しますり、福祉サービス等の案内をいたします。

（事業者指定等受付窓口）

- ・ 事業所指定等の窓口です。各事業所からの質問等は、各保健所をお願いします。



第三者評価事業受診のご案内

京都介護・福祉サービス

第三者評価等支援機構

(事務局：社会福祉法人京都府社会福祉協議会)

第三者評価の目的と趣旨

- ①第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ②そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な目的です。
- ③サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者への安心と信頼を提供することにつながり、**事業者と利用者の双方にとって有益な事業となることを期待するものです。**

京都ならではの取り組み

★「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」★

京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、**ありのままを診る**という意味で、「受診」としてします。

また、評価を行うに当たっては、「**ポジティブ・アシスト**」(**肯定的支持**)」を基本とし、事業所の「**伴走者**」の姿勢でぞんでいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取組みの支援

例えば

- ・自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- ・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的な取組みの目標設定が可能となります。
- ・第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸課題の共有化が促進されます。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、事業所を選択するときの一つの指標となります。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっています。
- ・利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶときに役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができます。

受診事業所の声（アンケートより）

受診事業者からは次のような声が寄せられています。

●課題・情報の共有

- ①組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ②情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ③項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

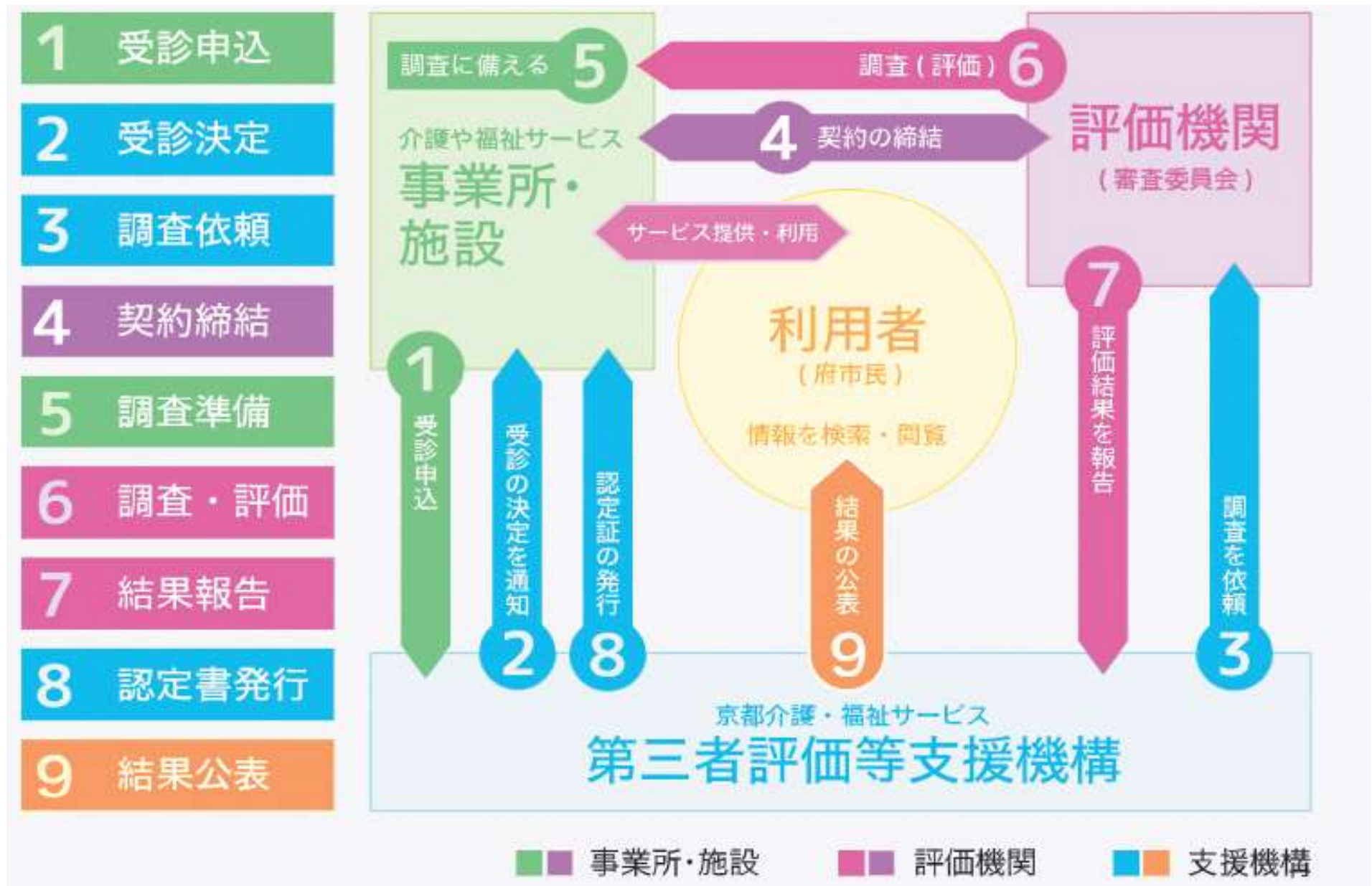
●方向性・指標

- ①見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ②よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

●人材の育成・意識向上

- ①主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した（人材育成としての効果が大きかった）
- ②管理職以外の職員も参加することにより、仕事に対する意識が上がった。業務改善に向う職員のモチベーションが高まった。
- ③これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

受診準備から公表まで



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス
第三者評価等支援機構
(事務局：京都府社会福祉協議会)

ホームページURL

<http://kyoto-hyoka.jp/>

アクセスは
こちらから





令和6年度 京都介護・福祉サービス第三者評価 受診事業所 募集開始

締切 令和6年7月5日（金）

※以後も受付いたしますが、ご希望に添えない場合があります。

サービス向上
宣言！

令和6年度 介護・福祉サービス第三者評価受診事業所募集のご案内

第三者評価の受診事業所を募集します。積極的にご応募ください。詳細は、ホームページの『各事業所の方へ』をクリックしていただき、『評価を受ける』をご覧ください。

きょうと福祉人材育成認証制度の必須項目です

▶応募手続き

「受診応募票」をダウンロードして、必要事項を記入の上、事務局あてに提出（郵送）してください。

※訪問希望月は申込から3ヶ月以上先の月をご記入ください。

より時代・ニーズに合わせた評価を実施するため
令和5年度：介護サービス共通項目が改定されました！

▶評価分野・料金

評価を受けるサービス（受診サービス）		料金（税込）
介護 分野 サービス	通所系・入所系サービスの場合	187,000円
	居宅介護支援・訪問系サービス・福祉用具貸与（販売）のみの事業所	165,000円
福祉 分野 サービス	保育所・認定こども園 障害福祉事業所 社会的養護の施設	314,286円
	共通評価項目 （養護老人ホーム・軽費老人ホームなど）	209,524円

受診事業所の声
（アンケートより）

課題・情報の
共有ができた。

自分たちでは
見えなかった
事業所の「強み」を
確認できた。

人材育成としての
効果が大きく、
職員のモチベーショ
が上がった。

※訪問調査時期については、施設・事業所のご希望によりますが、早めの受診をご検討ください。
※感染症等の影響により、訪問調査の実施時期を遅らせたり、中止する場合があります。
※年度末に近づく時期のお申込みは、年度内に評価を実施することが難しくなる場合があります。

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL：075-252-6292 FAX：075-252-6310

ホームページは

こちらから👉

または、

『京都 第三者評価』
で検索



介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月
京都府警察本部
交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車許可」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両（四輪車・二輪車）（以下「自動車」といいます。）を、駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならない場合、駐車する場所を管轄する警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただきますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り受けた自動車を業務に使用する場合、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

● 安全運転管理者の選任が必要なとき

自動車の使用者（その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であるとを問いません。）は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません（道路交通法第74条の3第1項）。

※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは？

- ・ 乗車定員11人以上の自動車……………1台以上
- ・ その他の自動車の場合……………5台以上
- ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車…1台を0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則：5万円以下の罰金（事業者・法人双方）（道路交通法施行規則第9条の8）。

※ 原動機付自転車（50cc以下のもの）については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証（第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等）の写し
- ・ 駐車場所を示す地図（具体的に記載したもの）
- ・ 居宅サービス一覧表（各駐車場所を特定するのに必要となるもの）
- ・ 業務内容が分かる資料（ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等）
- ・ 運転者（職員）各人の運転免許証写し（表裏）
- ・ 運転者（職員）各人の雇用を証する書面

といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- ・ 運転経歴証明書

※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください（手数料が必要となります。）。

- ・ 運転免許証の写し（表裏）

※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、住民票の写しを別途添付してください。

- ・ 職務経歴証明書

の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がございましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署	075-771-0110	向日町警察署	075-921-0110
上京警察署	075-465-0110	宇治警察署	0774-21-0110
東山警察署	075-525-0110	城陽警察署	0774-53-0110
中京警察署	075-823-0110	八幡警察署	075-981-0110
下京警察署	075-352-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下鴨警察署	075-703-0110	木津警察署	0774-72-0110
伏見警察署	075-602-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
山科警察署	075-575-0110	南丹警察署	0771-62-0110
右京警察署	075-865-0110	綾部警察署	0773-43-0110
南警察署	075-682-0110	福知山警察署	0773-22-0110
北警察署	075-493-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
西京警察署	075-391-0110	宮津警察署	0772-25-0110
		京丹後警察署	0772-62-0110

「WAMネット 京都府からののお知らせ」へのアクセス方法

★「WAM NET」へアクセス(アドレス(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/))

① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からののお知らせ』をクリック

WAM NET WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

会員入口 会員登録

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭

旧トップページへ

【1】ボタンをクリックするとコンテンツを絞り込みます。

[対象者] と [分野] で絞り込む

経営者 学生・求職者 専門職 サービス利用者 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭

【2】おすすめコンテンツが表示されます

福祉のしごとコーナー

防災・減災サポートサイト

保育士お役立ち情報

WAM NET 情報フロムナード

都道府県からののお知らせ

クリック①

② 「WAM NET地方センター情報」画面中、『京都』をクリック

WAM NET WELFARE AND MEDICAL SERVICE NETWORK SYSTEM

経営者 | 学生・求職者 | 専門職 | サービス利用者

会員入口 会員登録

トップ 高齢・介護 医療 障害者福祉 子ども・家庭

旧トップページへ

トップ > 都道府県からののお知らせ

都道府県からののお知らせ

・WAM NET地方センター情報

都道府県から当該地域における福祉保健医療に関して提供された各種情報を掲載しています。

山梨	福祉・保健・医療 山梨県情報のコーナーです。
京都	京都府内の介護事業者情報について、市町村別、サービス別、保険給付外利用料、サービス提供地域検索をすることが可能です。

クリック②

〈なり注意ください(令和2年1月30日)〉

令和2年1月30日(木)午後から、京都府山城南保健所福祉室が同保健所管内の通所・施設系障害サービス事業者宛に発出した「新型コロナウイルス感染症について」というお知らせメールをかたり、何かが同保健所になりすましてメールを送付する事案が

③ 「京都府センター」画面中、「メインメニュー」「掲示板」欄の『府からのお知らせ(障害福祉関連)』をクリック

WAM NET 京都府センター

京都府センター

■メインメニュー

■掲示板

- 府からのお知らせ(介護保険関連)
- 府からのお知らせ(障害福祉関連)
- 各種様式等(自主点検表(ほか))
- 平成18年改定関係(介護保険関連)
- 利用機関からのお知らせ
- その他のお知らせ

■リンク集

■介護保険システム

■メインメニュー

■掲示板

都道府県・地方センター・管理者・利用機関などを発信源とする情報を掲載しています。

- 府からのお知らせ(介護保険関連)
- 府からのお知らせ(障害福祉関連)
- 各種様式等(自主点検表(ほか))
- 利用機関からのお知らせ

■リンク集

各地方センターに関連するホームページリンク集です。

■介護保険システム

京都府内の介護保険サービス事業者の第三者評価情報を閲覧することができます。

WAM NET 京都府センター

④ 記事を検索

WAM NET 京都府センター

京都府センター

■メインメニュー

■掲示板

- 府からのお知らせ(介護保険関連)
- 府からのお知らせ(障害福祉関連)
- 各種様式等(自主点検表(ほか))
- 平成18年改定関係(介護保険関連)
- 利用機関からのお知らせ
- その他のお知らせ

■リンク集

■介護保険システム

■掲示板(府からのお知らせ(障害福祉関連))

掲示板検索 戻る

次ページ すべて展開 すべて省略

をクリックすると展開表示します。▼をクリックすると省略表示します。

【情報】 1700

- 介護職員等による喀痰吸引等研修(第3号研修)の開催について((福)イエス団重症心身障がい者通所シサ
- ①医療専門職以外の方向けの新型コロナウイルス感染症への対応に係る研修教材について(お知らせ)
- NEW ②令和3年度京都府強度行動障害支援者養成研修(実践研修)開催のお知らせ(2021年5月14日)
- NEW ③令和3年度【上期】府北部地域ハローワーク等での「就職説明会」等の出展法人募集について(2021年5月11日)
- NEW ④令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業(令和3年度への繰越分)の事前協議について(2021年5月10日)
- NEW ⑤「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4(令和3年5月7日)」等の送付について(2021年5月10日)

センターからのご挨拶

医療的ケアを日常的に必要とする お子さんご家族さまへ

京都府では、京都市を含む京都府全域にお住まいの医療的ケアを日常的に必要とするお子さんと、そのご家族が安心して生活していただけるよう、京都府庁の健康福祉部障害者支援課内に「京都府医療的ケア児等支援センター（ことのわ）」を開設しました。

このセンターでは、どこに相談すればよいか分からないご家族などからの相談を専属の看護師がお伺いし、関係機関と連携して対応してまいります。

また、医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域で、医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による切れ目ない支援が受けられるよう、連絡調整や関係機関に従事する方への情報提供や研修等を実施してまいります。



どこにも誰にも相談できずに
一人で悩んでいませんか？

「こんなことを相談していいのかな？」

と思ったら、迷わずに

「ことのわ」にお電話してください。

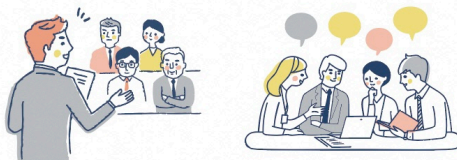
一緒に考えましょう。

京都府 医療的ケア児等支援センター

その他の役割

相談支援以外にもこのような役割をいたします。

1. 関係機関並びに 従事する方への 情報提供及び研修・企画



2. 関係機関等との連絡調整



医療的ケア児とご家族さまへ

京都府 医療的ケア児等 支援センター

愛称：ことのわ

-開設のお知らせ-



京都府健康福祉部障害者支援課

京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町

Tel:075-414-4633 Fax:075-414-4597

Mail:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

～“ことのわ”を中心に、病気や障害があっても安心して生活できる京都府へ～

愛称：ことのわ

京都府 医療的ケア児等 支援センター

京都府では病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもと
そのご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活
できるよう関係機関との連携を進めるため「京都府医療的ケ
ア児等支援センター」を令和4年4月25日に開設しました。

専用電話番号

075-414-5120

平日9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

京都府庁1号館4階健康福祉部障害者支援課内

「ことのわ」とは…

古くから人と人との支え合いが根付いている
“古都”京都において、医療的ケアが必要な子どもと
そのご家族を多くの機関で連携し、
サポートすることを表現しています。

同じ悩みをもっている
ほかの方のお話を聞きたい



子どもを預けられるところか
見つからないので、
働くことができません



子どもが入学する予定ですが、
どのような生活になるのか不安です



子どもから目を離すと
不安なので、
眠ることができません



緊急の用事の時に
すぐに預けるところがありません

きょうだいに寂しい思いを
させていて心配です



提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、障害福祉サービスは京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）、障害児関係は京都市子ども家庭支援課（TEL075-746-7625）へご確認ください。

提出窓口	所在地
<u>< 障害児入所支援 ></u> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4633 FAX 075-414-4597
<u>< 障害福祉サービス等及び障害児通所支援については、下記の窓口にご提出ください。 ></u>	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立 8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸 1 8 - 1 TEL 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 9 1 番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1 3 5 0 - 2 3 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

< 各市町村の所管保健所 >

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町